

第十九回 参議院農林委員會會議錄第二十号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午後二時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
清澤 俊英君
戸叶 武君

委員

川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 晴徳君
関根 久蔵君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君

政府委員

農林政務次官 平野 三郎君
農林省農林局長 小倉 武一君
農林省農地局長 平川 守君
農林省農産局長 塩見友之助君
農林省農産改良局長 柴田 榮君
林野庁長官 柴田 榮君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 吉雄君

説明員

食糧庁総務部長 新澤 寧君

食糧庁総務部長 松岡寅治郎君
通商産業省 梶手 操六君
学肥料部長 梶手 操六君
参考人 兵庫農科 濱口榮次郎君
大学教授

本日の会議に付した事件

- 保安林整備臨時措置法案(内閣送付)
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農林政策に関する調査(糖業に関する件)
- 連合委員会開会の件

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から農林委員会を開会いたします。

先般御了承を得ておきました通り、江田委員の御要求によりまして製糖歩留り等の問題につきまして参考人の御意見を伺うことにいたします。なお参考人のうち日本製糖工業会技術部長山根武雄君は急病のため出席ができないのでありますから御了承をお願いいたします。

参考人といまして兵庫農科大学教授濱口榮次郎君を御紹介いたします。本日は御多忙中おいで願って厚く御礼申し上げます。それでは江田委員から一つ御質疑の要点を御発言をお願いいたします。

○江田三郎君 私お尋ねしたいのは、この原料糖と聞いても……。

○参考人(濱口榮次郎君) ちよつと、私失礼ですが、耳が遠いので、爆撃で……、ちよつと大きな声でやつて頂くか、それとも御質問のはたへ私行かして頂きます……。

○江田三郎君 それじや大きい声でやります。原料糖がこれはブラジルもあるし、台湾もあるし、インドネシアもあるし、いろ／＼ありますが、その原料を精製した場合に一体歩留りというものはどの程度になるのか、精製の過程には当然糖蜜もありますが、精製糖なり、糖蜜というものがどの程度歩留りがあるかということが一つ、それからまあこれは先生のほうで御調べになつておられますかどうか、一体そういうように精製する場合の経費というものはどの程度かかるものか、ほかにもありますけれども、先ずその問題からなんです。

○参考人(濱口榮次郎君) 第一の問題につきましては、その国の砂糖製造技術の程度によりまして、それから原料の種類によりまして、例えば純度が非常に高いとか、低いとか、そういうことによりまして随分歩留りというものが相違があるのであります。で、先日、昭和二十七年及び二十八年度の最初の前期の歩留りにつきまして御質問を受けました。果してこの歩留りは正しいかどうかということでありましたが、あとからこれをトレースして正しいか正しくないかということを申

上げることはちよつと困難なのでございます。できるだけこのことをいたしまして私一応調べたところによりまして、という、日本の当時の技術並びにその当時輸入された原料糖の品質から考えまして、それは先ず間違いない歩留りにやないかと考えます。

第二番目の生産費のことにつきましては、私不幸にいたしまして、もう大学を出まして四十年来、この開砂糖ばかりやつておりますが、経理のことは一つもやつたことはない、全部精糖技術、化学技術の基本的な研究にのみ没頭いたしました今日に至つておりますので、生産費のことは全くわかりません。ただこれだけはお答えできます。が、併し皆様の御参考になります。石灰はどのくらい使うものか、或いは活性炭はどのくらい使うものか、その他の薬品はどのくらい使うものであるかを御聞き下されば、これはできますが、御希望の全製品のこれらの占める比重というものは至つて軽いもので参考にはならないかと思ひます。

○江田三郎君 今の第一の問題についてのお答えの中で、二十七年と二十八年度の前期の歩留りについて間違ひがないというのことは、ちよつと私もよくわからぬのですが、どういふ歩留りだったのですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 先ほど申し上げましたのは、日本の当時の技術並びに当時の輸入された原料糖の品質、それを基本にいたしましていろ／＼な計算の方法があるのでございます。式が

あるのでございます。それに日本で輸入された全部の原料糖の品質を今から調べるといふことはな／＼容易じやない、或る一部分の、大体各工場とも平均して入つたのじやないかと思ひまして、一部の工場の原料糖の分析結果、それを参考にいたしまして計算して見ました。そうすると、大体先ず精糖技術といたしましては割合に上手なほうではないのです。その当時の技術といたしましては無理もございませぬ。私余談になりますけれども、昭和二十四年の暮に台湾から解放されました帰つて参りました。それまでは台湾でずっと糖業会社の顧問をしておりました。帰つて参りまして精糖工場を見ましたところ、かなり技術は下のほうでございました。無理もございませぬ。それは戦争のギヤップもあり、製糖工業というものを一時中止しておりました。そこで全くの素人連中の職人を使つておるのであります。それがだ／＼と進歩いたしましたけれども、二十七年、八年頃は進歩いたしましたと言つても、アメリカとか、イギリスあたりの技術に比べて貧弱だったのですが、只今は大分欧米の技術に近寄つたのではないかと考えます。それでその技術の進歩に従ひまして七つばかりの歩留りの式があるのであります。その式に當嵌めて見ましたところが、誠に不恥かしい話でございしますが、先ずヨーロッパの製糖工業の大分前のほうの技術しか發揮されてお

りません。それは私はいくつ事実と実際の歩留りと、それからこの式と当座に算出する、そして証明をちよつと皆様に申上げたのでありますが、私自身の工場を見た当時の技術といたしましても、やはりその当時そう感心した進歩した技術ではありません。最近はその進歩した技術でした。

○江田三郎君 ちよつと専門員のほうへお伺いしますが、何か先生のほうへ具体的に問われたのですか、そのところがよくわかるので……。技術が進歩した場合と遅れてくる場合とは精白糖の歩留りが違つて来るのじやないかと思ひますが、その際精白糖に糖蜜を加えたものは原料糖に比べて何%くらいになるわけですか。その糖蜜と精白糖を加えたパーセントというのは、技術が進歩してもしくなくとも同じことでありませうか、それはどうでしょう。

○参考人(濱口榮次郎君) 大体におきまして機械的の損失さへございせんでしたら、糖蜜と精白糖の合計が原料糖の総計に同じか、或いはちよつと上になるかだと思ひます。

○江田三郎君 精白糖に糖蜜を加えたものが原料糖と同じか、或いはちよつと上かということですが、そうしますと、二十七年のあなたのほうへ専門員室から差上げておるところのあの表で行きますと、例えば二十七年の場合に手持原料加える輸入原料、それから精白糖と糖蜜と繰越量とを加えたものを比べて見ると、一〇〇%よりずつと下のように思ひますが、それはそういう御計算はなさいませうでしたか。

○参考人(濱口榮次郎君) これは専門員のかたへにお聞きしなければわかない点もあつたのですが、実は輸入原料糖の繰越というものはインダイスに書かれておる原料じやないかと思ひます。そういたしますと、向うから入つて来る砂糖の目減りなどというものは、特にキューバ糖あたりなどです。かなり目減りがあるはずで、それなどもインダイスに書いてある原料そのまゝに受入れる場合がありはしないか、それからもう一つは製品の場合で考えて見ますと、これが課税の対象の日方じやないかと思ひます。と申しますのは、御承知の通り製品を運搬しておる間の目減りとか、或いは東洋特有の消費糖である車糖と称する御家庭でお使いになるようなふつとした感じの砂糖ですね、あるいは砂糖は水分がやはり一・何%なり、或いは二%近くなり含んでおるものであります。それを運搬しておる間の水分の蒸発量の目減り、或いは又運搬中のこぼれを見越して、そうして百斤入れる袋、今は五十斤ですけれども、百斤に對して車糖の場合ですと百一斤半、それからグラニ糖とか、ザラメ糖の場合ですと、百一斤であつたと思ひますが、それまでは許されるのでございませう。税金を課税される場合ですと百一斤半入れておりましたも百・四斤の税金しかとらない。それがこの調に入つておるのじやないか、それを歩留りの日方にしておるのじやございませうでしょうか。そうしますと、つまり百斤に對して一・一斤、つまり一%くらい歩留りが低い面が出てゐるわけですが、合理的に計算すると……、つまりちよつと足りないのですけれども、その日方が今御質問のあつたように九十九斤というふうな数字になるや

つが百斤になるか、百一斤になるかという数字になりはしないかと考えておりますが、如何ですか。

○江田三郎君 先ほどおつしやつたことで、原料というものと、それから精白糖と糖蜜というものは一〇〇%であるか、或いはあとのほうがもう少し多いということでありませう。ところがこの二十七年の原料受高及び溶糖と実績というものの、或いは二十八年のこの数字、あなたのほうに専門員室から送つておるこの数字で行きますと、それが一〇〇%よりも大分切れるところがあるのです。これは先ほどの話から行きますと、工場の能力がよからうと思はれまして、その違いは糖蜜と精白糖との比率では現われて来ますけれども、その二つをトータルしたものでは現われないうございませう。先ほどの話からするとそうなりませう。精白糖と糖蜜を加えたものは一〇〇%、若しくはもう少し上廻る、そこで工場の能力のいい工場と悪い工場とありますけれども、いい工場と悪い工場があつても、二つの製品を加えた量には関係なしに、二つの製品の歩留りが違ふだけでしょう。

○参考人(濱口榮次郎君) そういうことになりませう。

○江田三郎君 ところがこの数字で行きますと、私がずつと計算したところによると、いずれもこれが一〇〇%よりも下廻つておるという結果が出ておるのですが。

○参考人(濱口榮次郎君) これにつきまして、今申上げた通りに受入れた砂糖というものは、これは私の推測でございませうけれども、砂糖というものはインダイスにやつておる、つまり実

際の斤量よりも日方がちよつと減つておる、この可能性は多分にある、ところが製品にしたほうは今申上げた通りに、この調へは専門員のかたに御質問してから御返事するのが本当かも知れませんが、課税の対象の斤量じやないかと申上げたのです。課税の対象の斤量というものは、実は百斤一袋といひますと、百一斤半入つてゐるにもかかわらず百・四斤、つまり一・一斤少いわけですね、それがこの数字に出てゐるわけでありませう。大体の教でございませう。

○江田三郎君 その点はこの資料を出したときに、私のほうから政府委員に質問したことがあるのです。そのとき政府のほうでは、これは課税の数字とは違ふのである。こういう答えが出たのであります。

○参考人(濱口榮次郎君) それでは私はわからなくなりました。

○江田三郎君 若しこれが課税の数字と言われたような百斤のものに百一斤半入れるというふうな課税の数字でなしに、こういう数字があると、先生の御調査ではわからなくなる、こういうことですね。

○参考人(濱口榮次郎君) そうです。併しこの数字の間違いを一応確かめてみる必要があると思ひます。

○江田三郎君 そうですね。数字が正確かどうかということとは、これはよくわかりませんが、今の点は私はわかりました。

それからその次にお伺ひしたいのは、先のお話のように原料糖によつて歩留りが違ふのだということですが、大体今までの経験でインドネシアであるとか、台湾であるとか、或いはキ

ューバであるとかから入つて来ます、おおよそどこから入るもののはどのくらい精白糖の歩留りだということはおわかりになりませうか。

○参考人(濱口榮次郎君) ちよつとわかりかねますが、尤も平均というのですと、さつき申上げた通りに、式によつて、一つ今から私に、それじや現在入つてゐる砂糖についてお前は工場の歩留りを調査しろという御命令があれば、相当の時間を経費さえ頂けなければできないことはございませうけれども、はつきり正しいという証言をするといふことはちよつと困難のよう

○江田三郎君 私が今まで聞いたところによりますと、産地による相違は大体ブラジルのものは九三%程度、キューバのものが九四%程度、台湾のものは歩留りが高くて九六、七%、こういうふうな聞いておりますが、そういうことはお調べになつたことはございませうか。

○参考人(濱口榮次郎君) わかりませう。そうおつしやつたかたの根拠を私から一つ質問したいと思ひます。

○江田三郎君 先生のほうで先ほどの言われました原料の産地によつても違ふといふのは、具体的にどういふことですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 式をお目にかければ一番よろしいのですけれども、大体糖度とか、糖分とかいふものを測定いたしました。それから更に灰分を測定いたします。それからところによりましては、又転化糖といふものを測定いたします。そうしてそれらの測定した結果から計算する式があるの

であります。その式が七つくらい私の手許に集まつております。その七つの式によつて、それで日本の技術水準がどれくらいかということ、先申し上げたのはそれらの式によつて全部計算して見ました。

○江田三郎君 これは技術の水準とは別の問題です。原料糖によつて工場技術如何にかかわらず、原料の産地によつて歩留りが違ふのではないかと、いうことを私は聞いておるのです。

○参考人(濱口榮次郎君) そうではございせん。

○江田三郎君 技術の問題は一応除外しておるのです。技術の問題は除外して、原料の産地によつても歩留りが違ふのではないかと、いうのです。

○参考人(濱口榮次郎君) そういう傾向はございませうね。

○江田三郎君 あなたの先ほどの最初に言われたことの中にも、原料の産地と技術によつて歩留りは違ふのだというところをおつしやつたのです。

○参考人(濱口榮次郎君) それを申し上げましたのは、品質を含めて申し上げたのであります。

○江田三郎君 そこで、品質であるうと何であろうと、とにかく原料の違ひというのがあるわけですね。

○参考人(濱口榮次郎君) あります。が併し、先にお話になるように、ブラジル糖だからだけの歩留り、与湾糖だからだけの歩留りというところは、ちよつと言えないのじやないかと私は考へるのです。

○江田三郎君 一般には、およそ品質というものは産地によつて相違があるということと認めていますが、先生はそういうことはお認めになりませんか。

○参考人(濱口榮次郎君) そうですね。著るしく違ふのですね、入つて来るのが……。作りやすい、作りにくいという傾向はあるのでございませう。ブラジルから来た砂糖は作りにくいとか、或いは台湾でも台湾の東海岸ですとか、あのほうでできた砂糖は作りにくいとかいふうなことはあるのですがね。

○江田三郎君 それでは、先生は特に台湾のことに詳しいから台湾糖についてお伺いしますが、最近二十七年なり、八年に入つて来ている台湾糖というものは、日本の今の技術水準から行くと、どの程度歩留りができるものですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 台湾糖ですと、私の別に計算いたしましたのは、大体月別に歩留り計算をしていないのですが、キューバ糖と台湾糖ですね。平均したやつを算術平均で以て計算しているのです。

○江田三郎君 そうなると、先生が向うにおられた頃には、台湾糖というものはどの程度の歩留りがありましたか。

○参考人(濱口榮次郎君) 歩留りと申しますと……。

○江田三郎君 精白の歩留りが。

○参考人(濱口榮次郎君) 日本では非常にいい歩留りで九十八、九ぐらいまでも上る程度の原料糖を出しておりますね。

○江田三郎君 そうすると、先生が台湾におられた頃は九八%ぐらいの歩留りのものがあつて……。

○参考人(濱口榮次郎君) 歩留りの原料糖を日本に送つた。

○江田三郎君 その後現在の台湾糖と

いうものは、それよりもうんと品質の下つたものであるかどうかということ、これはどうでしょう。

○参考人(濱口榮次郎君) それは下つております。非常に下つております。

○江田三郎君 それでは同じ台湾のその原料を使つて、例えばイギリスの場合、これを歩留りをどの程度に上げていふといふことは御調査なさつておられますか。

○参考人(濱口榮次郎君) それはここに持つておりませんけれども、計算すれば後ほどでも御返事できますけれども、ちよつと税務の問題は、専門員のかた、おいでになりませんか……。確かなことはここでは申し上げられませんが、九十八糖度、九十八度以上の糖度のものに対しては、三割でしたか、三割五分でしたか……。

○江田三郎君 三割。

○参考人(濱口榮次郎君) 課税することになつております。九十八度以下のものですと二割ですか、二割五分ですか。

○江田三郎君 二割。

○参考人(濱口榮次郎君) 二割ですね。そこにギャップがあるのですから、九十八度以上のものは日本に送つて来ない。皆九十八度以下のものというふうになるのじやないかと思ふのでございませうね。税金の関係で糖分の余り高いものはそう得にならないのですね。向うの送るほうでは……。

○江田三郎君 だから九十八度以上のものは直消費としての関税が高いとしても、少くとも九十七なり六なりという糖度のものは入ることができるといふわけですね。

○参考人(濱口榮次郎君) 九十六、七

のものは入つておりますね。

○江田三郎君 そういふようなものが一方にあるのに、ブラジルも、キューバもインドネシアも総平均して先生が計算をされるという計算のされ方は正しいものでしょうか。

○参考人(濱口榮次郎君) まあ今のところではそれよりほかに方法がないと思ひますのですが。

○江田三郎君 専門員室から送つた資料の中には蔗糖の総量が幾度というところ、それ／＼の会社がその年度においてどの国から原料糖を入れたというところが附けてあつたと思ひますが、それは御覧になりましたか。

○参考人(濱口榮次郎君) ところがこれは分析の結果がないのですよ。私の手に入らない。これを一々歩留りを計算いたしますと、前に申上げた通り、ホーリゼーション、それから転化糖、それからアッシュなどの分析の数字がないといふと、この計算ができない。正しいか、正しいか。

○江田三郎君 そういう精密な資料がないからわかんないことを今言われるのでしたら、なぜ最初に、自分の計算ではこの数字は間違いないといふことをおつしやるわけですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 私はそう思ふのです。

○江田三郎君 前には間違いないと言われて、今私が質問すると、この資料だけじゃ計算できないと言われるのはおかしいじやないか。

○参考人(濱口榮次郎君) それは最初に申し上げませんでしたでしょうか。今から追及するといふのは、正確を多少欠くような嫌いがあるようなことは申しませんでしようか、そういう

口振りにございせんでしたでしょうか。

○江田三郎君 私はそう受取つておりませんが、この問題については、これ以上言つたつて無駄だと思ひますから、その問題はそれで置きます。

○参考人(濱口榮次郎君) 日本は技術水準は二十七年或いは二十八年の上半期頃には非常に低かつた、今は非常によくなつたと、そうおつしやいますか。

○参考人(濱口榮次郎君) これはちよつとどの程度といふことは、どうも技術的水準をどういふふうに現わしていかよくわかりませんけれども、糖蜜の量がだん／＼上つて来たところから、或いは歩留りがだん／＼上つて来たなどしたりしたところからして、技術水準が上つたと言へるのじやないかと思ひます。

○江田三郎君 そうしますと、先生御自身が工場の機械を御覧になつたわけじやないのですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 機械です。

○江田三郎君 二十七年に比べて最近は非常に設備がよくなつていふと、技術が進んだ。こうおつしやいましたのは、工場の機械設備を見ておつしやつてゐるわけではなしに、ただ出た数字だけからおつしやつてゐるのですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 使つております機械の装置も大分進歩しております。

○江田三郎君 いろいろ機械を御覧になつてゐると思ふのですが、それらの優秀な機械といふのは日本の國の中でできる機械ですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 全部はそうじやございませんね。作った機械じやありませんね。

○江田三郎君 今の日本の機械の製作の能力から言いますと、先生が言われるような優秀な機械は日本じやできないのですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 機械のことには私はよく存じませんが、併し逃げを張るわけじやございませんが、アメリカから輸入したものでかなり啓蒙されたのではないのでしょうか、と思いますけれども……。

○江田三郎君 機械の設計などでも、アメリカから入ったとしても、今、日本ではまだそういう先生が言われるような優秀な機械というものは作ってありませんか、どうですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 部分的には作っているものがあります。全部じやありません。と思います。

○江田三郎君 だからそれはどういう機械になりますか、例えば遠心分離機であるとか、濾過機であるとか、或いはその他の機械もありましょうが、そういうものの中で、今なお優秀な機械で日本にできないというものがあれば、それはどういう機械ができませんか。

○参考人(濱口榮次郎君) パテントを持つてゐるものではないのじやないのでしょうか。

○江田三郎君 そういうことだと、やはり優秀な機械というものは国産品にはない。向うがパテントを持つてゐる限り、そのパテントをこちらが有しない限りは優秀な機械は国産品じやないということですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 完全に向うと同じものとは言えないと思うのですが、まだ材料などの関係で以て完全に向うと同じようなものとは言えないと思うのでございます。併し大分似たりよつたりのものを作っております。

○江田三郎君 先生が御覧になりました工場の中で例えば名古屋精糖、東海精糖、芝浦精糖という工場を御覧になりましたか。

○参考人(濱口榮次郎君) 拝見しました。

○江田三郎君 例えば芝浦精糖の場合にアメリカの濾過機が入つてゐると思ひます。そのアメリカから入つた濾過機と今まで使つた濾過機とはどのくらい性能が違ふのですか。同じ原料を使つた場合に歩留りがどのくらい違つて来ますか。

○参考人(濱口榮次郎君) 歩留りじやなしに濾過能力、濾過する能力です。

○江田三郎君 速度ですか。

○参考人(濱口榮次郎君) そうです。

○江田三郎君 そうしますと、日本の機械なり技術が遅れてゐるから、歩留りが悪いということはどうなんですか、さつきおつしやつたことは……。

○参考人(濱口榮次郎君) 実はちよつとこれと機械と何とばかりじやないのてございませうがね。そう御返事するとちよつと御不審に思われるかも知れませんが、科学的ないろいろな管理とかいうような問題が遅れておつたのです。科学的な管理の問題が遅れておつた

と思ひます。

○江田三郎君 どうもお聞きしてもちつともはつきりしませんからやめま

○参考人(濱口榮次郎君) どうもお答えが御満足行かないようですけれども、どうもちよつとこれ以上のお答えの方法がないのでございませうけれども、若し何だつたら江田さんのちよつとも膝を交えて一つ御説明する機会を作つて頂きましたら、できるだけのことはいたします。

○河野謙三君 ちよつと大きな声をしてお尋ねしますが、極く素人の質問です。それから、そのつもりで御答え願ひたいと思ひます。歩留りに影響のあるものは原料ですね、大体において……。それから機械能力もありませう。ありませうか……。今あなたが機械ではなくて、管理その他とおつしやいました。が、機械そのもので歩留りの影響はありませうか。

○参考人(濱口榮次郎君) 全然ないとは思ひ上げられませうけれども、こういう事実があるのてございませう。一例で申しますと、台湾の糖業をずっと見せてもらつて、三、四十年おりました。そのときにアメリカさんが終戦後やつて来まして、そうしてその台湾の機械を見まして、こんな古ぼけた、こんな旧式な機械で以てこれだけの成績を出すのと嘘だと言はれるのです。ひどく嘘だと言つて疑ひを持たれましたが、併しごまかすところは少しも私は見当らなかつたから、この数字が正しいと思ふということをおアメリカさんにお答えしたことがございませう。それと同じように、機械が全然悪くはないけれども、機械が或る程度だとい

と、人間の科学的な管理、つまり日本人のようないつも私は申しておりますが、人口が多くて、そうして学校を出た者でも安く使へるというような状態の国におきましては、相当皆の努力によりまして集約的な管理によりまして驚くような成績が上がるのでございませう。それではお前機械は全然関係ないかと申されますと、これもちよつと困るのですけれども、そこに非常に矛盾があるのですけれども……。

○河野謙三君 そうしますと、世界で砂糖工業では大体アメリカが一番です。

○参考人(濱口榮次郎君) それはどういふ……。

○河野謙三君 要するにあらゆる水準が、製糖工業としての水準はアメリカが一番性能が高いでしょう。日本は非常に遅れてゐる、こうさつきおつしやいましたね。

○参考人(濱口榮次郎君) 日本は只今遅れておりますけれども、アメリカが果して高いですか。

○河野謙三君 アメリカでなくてもいいのです。日本の製糖工業の水準は低い、この低い水準を世界の一流の国のレベルまで持つて行くために欠けてゐる条件というものは一体何ですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 持つて行くための……。

○河野謙三君 欠けてゐる条件、機械ですが、それとも今あなたのおつしやいました広い意味の管理ということなんでしょうか。

○参考人(濱口榮次郎君) 機械と両方でしょうね、私はそう思ひますが。

○河野謙三君 やつぱり機械の関係がありますか。

○参考人(濱口榮次郎君) あると思ひます。

○河野謙三君 そうしますと、重ねてお尋ねいたします。日本の製糖工業を加工貿易工業として、例えば向うから原料を入れてそれを精製して輸出する、日本が砂糖の輸出国となるためには必要な設備というものはどういふものですか、そういうことは考えられませんか。日本はどこまでも加工貿易としては製糖工業というものは対象にならんとすることですか、それら対象になりますか。

○参考人(濱口榮次郎君) 輸出ですか、それはどうでしょうか、よくわかりませうけれども、ただこういうことが言へると思ひます。戦前の話を今出すのはおかしいのですけれども、ブラジルがやはり輸出先として有望だつたのでございませう。それから満洲は勿論でございませうし、それから中国もやはり輸出先、ところが原料糖のままだではいけないので、或る特殊の、東洋で使用するような特殊な砂糖があるわけがございませう。それを製造して出すとなると、出ないこともないじやございませうか、これはどうも私の専門外から大部引摺られましたけれども……。

○河野謙三君 学者としての先生の専門外かも知れませうけれども、やはり製糖工業の経験者として、日本の製糖工業というものは将来輸出工業としての見込みありやなしやということについての極く漠然としたことについての御見解如何ですか。

○参考人(濱口榮次郎君) 無論責任を持つて御返事することはできませんよ。

○河野謙三君 責任は問いません。

○参考人(濱口樂次郎君) 特殊の砂糖、今申上げました通り、東洋では特殊の砂糖を使っております。車糖という御家族で使いますような……、それまで作つて、そうして送る場合になりますと、相当有望じゃないでしょうか。

○河野謙三君 これでも先生の専門外ですが、東洋ということになると、結局一番主たる得意先は現在の中米ということになりませんか。

○参考人(濱口樂次郎君) 中共ということになるのじゃないでしょうか、戦前の何にすればジャワ、インドネシアというところは元は考えられなかつたですね、生産量が多かつたのですから……、そうするとほかには、東洋として輸出し得る国はほかにもちよつとないようでございますね。

○委員長(片柳真吉君) ほかに御質問ございませんか、それでは御質問もこれ以上はないようでありますから、この程度でよろしいようございますか。

○江田三郎君 濱口先生に対してはございませぬけれども、やはりそういうことについては、今日欠席された現役の製糖工業会の技術部長ですが、その人にお聞きすることが必要じゃないかと私は思うので、今日は欠席されましたが、病氣ということで、仕方ございませぬが、これについては又御考慮願ひたい。

○委員長(片柳真吉君) 承知しました。砂糖の問題は今日の程度といいたします。

○委員長(片柳真吉君) 次に、保安林

整備臨時措置法案を議題にいたしました。

この法案は去る三月二十二日、内閣から閣法第百十号を以て予備審査のため提出せられ、即日本委員会に予備付託となつたものであります。本日は政府から提案理由の説明を聞きま

す。

○政府委員(平野三郎君) 只今議題となりました保安林整備臨時措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

昨年の西日本の大水害や南畿の大被害等は申すに及ばず、近時異常な大災害が頻発しているものであります。これは、戦中戦後を通じての森林の濫伐過伐が、その発生又は拡大の誘因の一つとなつてゐることは周知の通りであります。従ひまして災害を未然に防

止し、或いはその被害を軽度にとどめするには、先ず水の流れ出て来る水源山地の森林を造成し、その森林を国土保全の目的から適正に管理することが必要不可欠の条件であります。この意味におきまして昨年七月内閣に設けられた治山治水対策協議会が従来の治山治水に関する諸施策を再検討さ

れ、その抜本的対策をいたしまして、治山治水基本対策要綱を決定せられ、その重要な一環として保安林の整備拡充を取上げ、その緊急の実施を要請せられましたことは誠に當を得た措置であると思つております。保安林整備臨時措置法案はまさにこの治山治水基本対策要綱の具体的措置の一つなのであります。

以下におきまして、簡単にこの法案の骨子を申述べたいと思ひます。

第一に、農林大臣は、国土保全の長期的観点から、重要河川の流域単位に

とに保安林の配備、保安林における森林施業、治山事業、国の保安林等の買入等に関する保安林整備計画を中央森林審議会に諮問して策定し、これを基本としたし、保安林の整備事業を実施することになるものであります。第二に、保安林整備計画を実施するため

現在森林法で定めてゐる森林計画を補整する必要があるが、この場合森林基本計画を変更し、これに基き森林法の手続に従ひ、森林区画図及び森林区画実施計画を変更し、森林所有者の守るべき施業要件が示されるのであります。第三には、保安林等の買入の問題であります。これは保安林整備計画に基いて、流域保全のための保安林、治山事業施行地及びこれらに隣接する森林で、国土保安上国が一括管理

することを相当とする森林を所有者との協議により買入を進めることになりま

す。なお、農用林がたゞく保安林等として買入の対象となり、買入の場合には、価格の差額が二分の一以内でありますれば、国有林野との交換によつて処理することができるよういたしました。更に森林法第二十五条第一項

第一号乃至第三号の流域保全の保安林につきまして、森林計画で定める伐採制限や行為制限に違反した場合、造林命令又は復旧命令を出し得るよう

に森林法第三十八条で規定してゐますが、これらの命令に違反し、且つこれに従うよう警告されても、なお従わな

い場合には、国としては、国土の保全上これらの保安林を強制して買取らざるを得ないわけであり、もとよりこの買取は慎重を要することでありま

すから、農林大臣が中央森林審議会の

議を経て手続を進めることにいたして

おります。

以上の買入の場合の対価は時価によることは申すまでもないところでありますが、その算定方式は政令によつて適正に定め、誤まりのないようにいたすことにしてあります。

次に、保安林等の買入措置を円滑に進めるため、租税特別措置法の一部を改正いたし、登録税、譲渡所得税及び再評価税について若干の特例を認め、又地方税法に新たに設けられる不動産取得税につきましても、交換により取得する場合免税をすることにいたしました。なお、この法律は施行後十年間有効なものとし、この間に大体の目的を達したいものと存じてゐるのであります。

以上がこの法案の内容の要点でございますが、治山治水対策の一環である保安林の整備を緊急に実施いたす必要のある今日におきまして、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法案の審議は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(片柳真吉君) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法案は前回の委員会において大体質疑が終つたようであり、特に御発言がなければ、直ちに討論採決に入りたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないものと認めます。

討論採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それでは御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○重政廣徳君 私は本法律案に関連して、この際前回の委員会において問題となりました買取未熟地中開拓不適地の売戻し促進について、次の附帯決議の動議を提出いたします。理由は前回の委員会において申上げましたので、今更申す必要もないのでありますが、この適切な開拓行政にややもすると支障を来たすゆえんのもの、この買取未熟地の中に開拓不適地が相当あるものであります。これに対する処置が遅々として進まないものであります。これは最も適切な開拓行政に支障を来たすゆえんであるとは考えておるので、かような意味で残つておる未熟地を速かに開拓不適地であるか否か調査して、そうして売戻しを速かに施行する、こゝういふ意味で動議を提出いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止め

て。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

て。

○重政廣徳君 開拓融資保証法の一部を改正する法律案に関する附帯決議買取未熟地中開拓不適地については、その調査を完了して、速かに適切な措置をとること。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないようですが、討論は終局

したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、只今討論中にごさいました重政君の附帯決議を付することの動議を採決いたします。

附帯決議を付することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて附帯決議を付することに決定いたしました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とせられました方は例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

清澤 俊英 江田 三郎
河合 義一 河野 謙三
川口爲之助 北 勝太郎
戸叶 武 佐藤清一郎
宮本 邦彦 関根 久藏
森田 豊壽 重政 廣徳
○委員長(片柳眞吉君) この決議に對しまして農地局長から発言を求められております。

○政府委員(平川守君) 開拓適地として買取いたしました用地のうちに開拓不適地が相当数含まれておると考えられますので、これを速かに調査いたしまして、でき得れば今年内くらいにその不適地であるものについては、農地法に従ひましてこれを払下げるといふ措置を講ずべく努力をいたしておるわけでありまして、ただ技術的に見まして、適地であると認められるようなものに對し、不適地であるという主張の係争がある、従つてその点がまだつきりとならぬ場所も相当面積ありますので、こゝういふものにつきましては、若干措置が遅れることは止むを得ないと思ひますが、その他につきましては極力速かに調査を完了して措置いたしたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、先般の決議によります補助金等の臨時特例等に関する法律案の取扱に關し、同法案特別委員会に対する申入について、お配りいたしましたような草案を作つてみましたので、御相談を願ひたいと存じます。

ちよつと速記を止めて下さい。

午後四時五分速記中止

午後四時三十分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

て。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

て。

○政府委員(平川守君) 開拓適地として買取いたしました用地のうちに開拓不適地が相当数含まれておると考えられますので、これを速かに調査いたしまして、でき得れば今年内くらいにその不適地であるものについては、農地法に従ひましてこれを払下げるといふ措置を講ずべく努力をいたしておるわけでありまして、ただ技術的に見まして、適地であると認められるようなものに對し、不適地であるという主張の係争がある、従つてその点がまだつきりとならぬ場所も相当面積ありますので、こゝういふものにつきましては、若干措置が遅れることは止むを得ないと思ひますが、その他につきましては極力速かに調査を完了して措置いたしたいと思ひます。

案の通り衆議院を通過して本院に送付、直ちに本委員会に本付託になりまして、なお衆議院農林委員会においてお手許にお配りいたしましたような附帯決議が行われております。本法律案につきましても、去る三月二日提案理由の説明を聞いたのでありますが、なお政府当局から法律案及び参考資料について補足的説明がありますれば、これを聞きまして、續いて質疑に入りた

いと存じます。

政府側からは別段の補足的な説明はないようですが、直ちに質疑に入りま

す。

○江田三郎君 この農産物検査につ

いて、例の儀でなしに、「かます」の問題ですね、あれについては一昨最近農林省のはうはどういう方針で行つておられますか。

○説明員(新澤肇君) 「かます」につ

きましては、いろ／＼最近各地の状況を

見ますと、俵でなくて「かます」に入

れて売りたいというような御希望も多

いように見受けられますので、私ども

といたしましては、そういう御意向が

ありますれば、「かます」をどん／＼お

使ひになることは結構だといふふう

に考えております。

「かます」のほうは近代的だと、こ

う工合に考えておるし、又私の国あた

りではそういうふうな考え方が強いわ

けですが、ただ十六貫といふことにな

ると、これは「かます」では非常に持

運びにくい。若しあれが十二貫とい

ふもので扱ふことが許されれば、これは

皆双手を挙げて賛成すると、こゝうい

ふような意見が多いのですが、その点に

ついてはどうお考えになりますか。

○説明員(松岡實治郎君) 最近「か

ます」は西の方から次第々々に、岡山、

香川、徳島というように「かます」使

用で拡がつて参りまして、我々とい

ているところの、特に二重俵等が御存

従来の「かます」でできるだけ強いものをというので、穀用「かます」を作らしてあるのでありますが、これを十二貫にしたかどうか、正味重量をいろいろ研究して、今各地の食糧事務所の研究中であります。

○江田三郎君 標準が何か作られるというの、ちよつとはつきりしなかつたのですが、やはり十六貫として頑丈な「かます」を作る、或いは「なわ」のかけ方を違えるということなんですか、十二貫「かます」というものについて考慮するというのですか、どうですか。

○説明員(松岡實治郎君) 今先ず十六貫で輸送、貯蔵に耐えるという点を目標にして研究しております。

○江田三郎君 ところが十六貫では、まああなたも今言われておりましたように、上から授けられると破れるというだけでなしに、俵でも十六貫、「かます」でも十六貫といえ、同じことだと言えませんが、やはり扱い慣れた関係か、或いは形の関係か、「かます」の十六貫というものは非常に扱いにくい。十二貫ならスムーズに行ける。十二貫は荷が歓迎するのだという声が強いのことを私申し上げるので、そういうときに、十二貫「かます」というものを将来お取上げになるというふうな気はございませんか。

○説明員(松岡實治郎君) まだその点、十二貫俵にするというところまで決心が付いておりませんが、今「かます」を何とか改良いたしまして、十六貫でやつて行けやしないかと大体の見通しを持つておるものですから、来年あたりは大体規格でも示して、この二、三年産米を入れる場合には、十六貫

俵として、それに耐え得る「かます」の規格を示して、それで奨励して行きたいと、こう考えております。

○江田三郎君 十二貫にしたら一体どこが悪いのですか。俵の十六貫というものは、これは仲仕なんかはそれで慣れていると思ひますけれども、一体十六貫の重味のをやつとばかりに肩に乗せるというの、これは人間の労働としては非常に重労働だと思うのです。それで事百姓に關することだから、重労働でも何でもいい、封建的でも何でもいい、今まで通りやらしてあげばいいのだ、神武天皇以来でいいと、こういうことなら、それならそれでも成立つてしようが、ああいう重たいものをこれからの若い連中が好んで担ぐかどうか、もう少しあなたの方のほうで考え方を転換されることかいいんじやないかと私は思うのですがね。十二貫にするということは、一体どういう不便があるのですか。

○説明員(松岡實治郎君) 別に不便と申しますか、これは従来四斗ですべての扱ひが売却、買入、すべてがそうなるのでありますから、できれば六十キロの建て方を全国で統一してやればすべての点に便利がありますもので、すから、一応今までそういう方針で進んでおりますが、なお先生の御意見もありまして、十分研究してみたいと思ひます。

○江田三郎君 ただ私が言うからお座なりに答弁されるのなら、そういうことは要らんです。はつきりそうおつしやつてもらへばいいんで、今まで十六貫建つたからというだけでこたわつておられるならば、この際考え方をお変え願ひたいと思ひます。

いつまでも百姓なり、仲仕なりというものは苦力じやないと思ひます。よ。だん／＼と重労働は機械化されて行くわけですから、ところが俵を担ぐとか何とかいうことはいつまでたつても機械化はできないのです。物の性質上そういうことはできないのです。それならやはりもつと手軽く運べるようにするということとは、これはやはり一つの進歩だと思ひます。あなたの方のほうは、食糧検査じやないけれども、とにかく生活改善だ、何だかんだと申すて、農林省はいろいろ農村に対して新しいことを吹込みやうというのに、こういうものだけは、従来十六貫だつたから、今の若い衆が嫌がるやうと何だろやうと十六貫で行くというところは、これはもうそろ／＼転換されても遅くはないと思ひます。ただお座なりに、やかまし／＼言うからいい加減に答弁しておけと言われれば、これは答弁は要りませんけれども、本当にそういうことをして行くというお気持ちがあるならば、もう一遍答えて頂きたい。

○説明員(松岡實治郎君) 御指摘のやうに、現在まあ俵におきましては、まあいりやうに各地によりましては、規格外も違つております。米におきましても、そのやうに、土地の状況或いはそのところの「かます」の生産量とか、いろいろな点から、或いはお話のやうに今後の農村の若い者の扱いやすいやうにというやうに、十二貫というところもこれは考える余地は当然あると思ひますし、我々といつたしましてもまじめに真剣に取上げて研究してみたいと思ひます。

○江田三郎君 もう一つだけ言うておきますがね。大体まあ農産物検査なん

というものは、しば／＼行政整理の對象とか何とかいうこと上つて来るわけですがね。そういうときに私どもは、やはり農産物検査というものは大事なものである、こう思つておりますが、實際農村に行つて聞いてみると、検査員とか、或いは統計調査の人、これも大事な仕事だと思ひます。併しその統計調査の人なんかに対しては農民の気持というものは極めて消極的ですね。反感が多いわけですね。そういう点では、何年以來か知らんけれども、やつておるからやつておるといふことだけではなくて、少し頭の切換えを必要とするときに立つておるといふことをよくお考え願ひたいと思ひます。できればこの秋の米までは一つそういうやうな思い切つた措置をとられるやうに要望しておきます。

○河野三郎君 ちよつとお伺ひします。過去三年なり四年なり、若しくは五年でも結構ですが、包装の内容というものに変化がある。例えば今お話の「かます」がだん／＼殖えて来たとか、俵には二重俵がだん／＼減つて複式三本編が殖えて来たとか、包装がだんだん変化して来てる。これは一つは農林省の検査のほうの立場から、包装の改善という立場から指導してある面もありまして、どういふ方向に変化して

○説明員(松岡實治郎君) こまかい数字は持つておりませんが、大体の傾向は、元はこれは御承知の通り二

重俵が圧倒的に多かつたのであります。それが複式が次第々々に多くなりまして、現在は複式が一番多くて、その次が「かます」が多くなりました。二重俵は非常に少なくなつて参りました。

○河野三郎君 そこで伺ひするのですが、私もそういう方向だと思ひます。複式三本編が殖えて二重俵が減つて来たということは要するに包装の単価が下つたということなんです。ところが農林省が販売価格を決定する場合、又買入価格を決定する場合の内容の一つである包装単価というものが一年くらいづつづれていやしませんか。例えば本年買いますところの米に対しては、本年の傾向というものを過去三年なり四年の傾向の傾向を繰込んで包装単価というものをきめなければならぬ。ところが昨年の実績等によつて単価をきめるのでしよう。でありますから、あなたの方の買入価格の中に繰込まれておる包装単価というものが、實際に政府が買上げるところの包装別の平均単価というものと違つておる、もつと具體的に言うならば、そういうつまらな

ことでは食糧庁が黒字を出しておる。つまらなところで稼ぎをしておる。こういうことは私はよくないことだと思ひますが、そういう傾向はありませんか。

○説明員(松岡實治郎君) お話の通り、現在価格を立てます場合の費用といたしましては、前年度の実績に基いて包装代等を出しておつたのは事実でございます。ただ傾向で価格を修正いたしまして、或いはそういう方法がよいのかも知れませんが、思ひますが、實際の傾向として数字的に取上げられるだけの費用が得られるかどうかとい

う点について若干疑問がございますので、只今のところ前年度の実績に基いてやつておるわけでございますが、意識的に黒字を生み出すためにという意識はないわけでありまして、いわゆる費用といたしましては、一応前年度の実績しかないというところでやつておるわけでございます。

○河野三三 本年のは今きまつちやつて、而も大部分きまつちやつたから仕方ないけれども、私は今後においてはそういうことは非常にインキだと思ふのです。すでに毎年の統計によつて包装種類別の買入数量が出て来るのだから、而も過去三年なり五年の傾向というものは統計にちやんと出ておるのである。一方又あなたのほうの指導によつて二重俵を成るべくやめる、複式三本編にして、こういう指導をしておるわけだが、でありますから、そういうことで安全弁をとつて、食糧のために安全かも知れないけれども、農家のほうからみれば迷惑千万である。今の私は「かます」の問題にしてもそうだと思う。全部一様に六十キロにすれば買入事務が非常に簡単です。だから食糧庁本位の、そういうすべての制度とか、取りきめということに農家に迷惑をかけないやい、農家に迷惑をかけることではあれば、その犠牲は食糧が背負つて、農家に便宜を与えるということではなければ本当に私は親切な行政じゃないと思ふ。そこでこれは是非、今から申上げておきますが、今後におきましては、従来の包装の变化の割合を繰込んで、私は包装単価というものはきめてもらいたいと思ふ。特別にお願いします。場合によつて私は別の機会に本委員会の総意にお

いてそのくらいのは決意なり、申入をしてもらいたいと思ふ。

次にお尋ねしますが、これはしばしば申上げておるんですが、いつか私は農林大臣がこへ見えたときに農林大臣に大いに教えてやつた。あなたのほうで買入れておる米の中に、検査課長なり、総務部長にも私はしばしば言つておるがいつまで経つても直らなつて、私は非常に遺憾に思ふのは、新しい俵に入れるものと古い俵に入れたものと三十四の値開きはどうかというわけだ、これは食糧庁が三十四安く古俵を買つて、売るときは同じ値で売らんとす。そういうことは一体どういうことだ。あなたのほうに言わせれば、古俵と新しい俵とは原価計算から言つて古俵のほうで市場価格等から勘案して三十四くらいの開きがあつてもいいということなんですよ。だけれども、逆に我々のほうから言へば、売るときは同じ値で売らなさいやないか、それなら同じ値で買つたらいいじゃないか、私はこういうことを主張する。古俵を使わせることを奨励するということとは非常にこれは農村の経済から言つて大きな問題です。私は「わら」の古いことは農村のためにならない。成るべく古俵を使わせて、そして「わら」をできるだけ農村が堆肥その他農村の経営の中に成るべく多く使わせるようにする、これが私は食糧庁の問題よりも、農林省としての経済局としての大きな指導の根本でなければいかんと思ふ。いわゆる農村の経営における「わら」の経済というものを考えた場合に古俵を余計使わせる、成るべく俵等には使わせない、こういうことにして古俵を使わせる、こういうことが農林省のほう

から見て大きな政策の一つでなければいかんと思ふ。そういう点から考えましても、何が故に而も食糧庁が損が行かないところの古俵を三十四開きで安く買わなければならぬ理由があるのですか。これについて私しばしば申上げてゐるんだが、依然として直らない。去年は二十四開きだつたが今後は逆に三十四開きになる。農家から安く買つて費るときは同じ値で売つておる。この点について今日我々の納得の行くような御説明をこの機会に頂きたい。

○説明員(新澤重三) 包装代の算出につきましては、これは価格を決定いたしますまでは、これは価格を決定いたしません。新らしい資料に基きまして、大体市価並びに原価、兩者を参照いたしましてきめておるわけでございます。従いまして、そういう原価計算的な見地から立つて参りますと、新古の間にどうしても開きを付けざるを得ないので、新しい俵は新しいものとして、やはりそれだけの高い価格で買わなければならぬという観念に立ちまして、それだけの包装代をきめておるわけでございます。政府が完る場合におきますこの包装代のマージンに繰込んでおります価格というものは、これも大体各地におきますその古俵がどれくらいで売れておるだろうかというふうな、市場の価格も勘案いたしましてきめておるわけでございます。そういうふうなものをのぞけるだけ使つておるといふことは一つの観念ではございますが、一応包装代を計算いたします場合には、やはり或る程度原価に立つた計算をして行かなければならないという考えで、只今のような価格は立つてお

るわけでございます。

○河野三三 私が今申上げたことに對して総務部長の答弁は、私は答弁にならんと思ふ。三十四安く買つて同じ値で売つておるんですからね。それでしよう。なぜそういうことをしなければならぬか、それによつてやはり前の包装代金を儲けておるのです。それだけ儲けるだけの余地があるならば、古俵を奨励するということはいいと思ふ。私はこの問題でお伺ひしたいと思ひます。農村でできるだけ古俵を高度に利用させるといふことは悪いのです。……、新しい俵は幾らかかる、古い俵は幾らかその差は幾らか、その差は三十四ある、だからおれのほうは別だ、買うほうがそれだけの原価において開きがあるのだからこうだ。それじゃ何にも政策的な意味はないじゃないですか。それとも食糧庁なり農林省として、これはむしろ食糧庁の答弁を聞くのは妥当でないかも知れないが、古俵を一体使わせることを奨励するのはいけないですか。どこまでも古俵を成るべく使わせなさい、いい加減なものを使わせて、そして食糧庁はできるだけ新しい俵のものをほしい、こういう政策に立つておるのですか、そういう政策の上に立つておるなら今のやり方も一応理屈は立つと思ふ。私は農村を中心にして、「わら」の経済から行きて非常に不当なものだと思ひます。古俵を極度に利用させる、こういう観念に立つてやつておられるか。そうでなく古俵をできるだけ排撃されたい立場に立つておるか、この点だけを私は簡単に御答弁願ひしたいと思います。

○説明員(新澤重三) 一つは新古いずれを使わせることに意を用いておるかというところでございますが、只今の私どもの考え方といたしましては、やはりできるだけ新俵で入れて買きたいという気持ちを持つておるわけでございす。それから政府は包装代金を儲けてゐるかどうかという点でございますが、これは繰込みは同一ではございす、併しこれは買入価格、新古とも買入価格より相当下廻つた価格で配給業者の副産物取入で見えておるわけでございまして、この関係で政府が儲けてゐるという関係はございません。

○河野三三 それは一応同じ値で売つていないとおつしやるけれども、それはプールのしておるとはおつしやるけれども、新しいものと古いもののプールにおいてやつておるとおつしやるけれども、販売価格は、買うほうは三十四で買つておるけれども、売るほうは買つた値段そのままにすべてのマージンを加えたものを売つていないと、こうおつしやるんですよ。そういう計算をされる基礎になる数字は違ひません。古俵を入れて幾ら集まつてゐるか、あなたのほうで年間を通じて古俵の入つたものを買つてゐるという数量は非常に少なく見えています。新俵を非常に多くして古俵を実際以上に少くしている。そこに問題がある。私はこういうことを、例えば、今の古俵と新俵の問題にして、先ほど江田さんからお話のあつた「かます」や俵の問題にして、こういうものを通して食糧庁の会計を大事に守ることは結構です。けれども余りにも食糧庁の会計を守ることにのみ汲々として、これを農村に少しも及ぼしていない。これが食糧行

政に対する我々の批判の結論です。これは是正しなければならぬ点です。ですからこの古俵の問題も、もうすでに大部分の米は集配が済んでいるから、将来の問題として十分御検討願いたいと思います。特に経済局等とも連絡して、農村を取りまく「わら」の経済について、一体どういう方向をとつた方がいいかということはあるわけだ。こういうものと十分連絡をして今後の買入につきましては特段の御考慮を頂きたい、こう思います。

○北勝太郎君 今河野委員から古俵の問題が出たのでありますが、実は最近御承知のように酪農振興、畜産振興というような関係から、「わら」は立派な飼料なのであります。日本の牧草の大部分の代りをしてゐるものが「わら」なのであります。そこで畜産をやつてゐる農家としては実は俵を編む時間もなく困るという現状であるので、畜産振興上から言いますと、是非一つ古俵を数回に亘つて使わせるようにしてもらわなければならぬ、こういう工合に思ふのであります。今の俵は三本編俵が多いのでありますが、三本編俵は何回使つても大丈夫なはずなんです。それだから三本編俵にしたのであります。検査をおの／＼やつて、そうして適當のものを何回も使わせるというところは是非やつてもらわなければならぬ問題だと思ふ。殊に農村で精白して出すようになりまして、古俵とは言いがた、実は新俵と変わらない。ただ判が打つてあるか、ないかというところによつて古俵ということがわ

かるだけの話なんです。そこで一つ是非古俵を再三使用ができるようにやつて頂きたい。これは附加えてお願いを申上げておくれであります。更にその次は、先ほどもお話がありました一俵の重量の問題、これは「かます」の問題を先に取上げられていましたけれども、実は俵の問題についても同様なんです。でありますから、俵であります。と正味十六貫、恐らく十七貫二、三百あるはずなんです。皆掛では今の若い人たちはなか／＼動かすのに容易にやない。そればかりでなしに、少し便利な所では若いものは殆んど農村にいません。農業をやつてゐるのは年寄りばかりです。そこで十七貫余りの俵をいじるといふことは、これは包装をする上においても、担ぐ上においても、今の農家の人たちの手ではちよつと手に負えないようになっております。十二貫という説もありましたけれども、せめてこの皆掛にして十四貫ぐらゐまでには軽くしてやるのが時代に適したやり方じやないか、こういうふうな工合に思ふのであります。この点についてどう考へておるか、ちよつとなんです。重ねて御答弁を願つておきたい。

○説明員(松岡資治郎君) お話のように酪農地帯、特に北海道のようなそういう地帯に「わら」が非常に飼料として大切なので、古俵を使うといふことは俵の経済から申しても非常にいいことと思ひますが、我々といひましては米を大切にしまして、米は非常にこういう食糧事情で、米をあつちこつち引つ張り廻すものでございまして、途中の漏れとか、そういう点を非常に心配いたしまして、できるだけ包装を立派

にしてもらいたいという気持でやつておりまして、古俵にいたしましては、検査員が見ましてこれは使えるというものは使つておりますし、特に古俵は「いも」とか、その他のものに非常に需要もありますし、そういう関係で米はできるだけ新俵に入れてもらいたいというところを希望いたしておるわけなんです。正味重量ですが、成るほど現在のように皆掛で十七貫になりまして扱いにくいという点は、確かにそう我々も感ずるのであります。この点は昔からの慣例でございまして、これを一挙にというて従来の慣習もあり、いろ／＼な点からよく研究いたしまして、俵にいたしましては全部変えなければならぬやうなことにいたします。あらゆる点に要するを来たものでございまして、よく念を入れて研究いたしたいと思つております。

○江田三郎君 これは課長さん、農村だけじやないのですよ、駅の仲仕の人からも今のあの俵は困る、こういう声が出てゐるわけですよ、これは、あなた方はまあ俵を担いだのか、担がんだか知らんのですけれども、私なんかは若いときやつてゐるけれども、どうも呼吸がうまく行かんと、こゝまでは来てはなかつた。こゝまで上りはせん。それで今とにかく農村の娘さんといふのはパーマネットをして口紅をつけてゐるのです、いい悪いじやない、そういう世の中になつてゐるのです。農村の若いものは尺八なんか吹いていまして、パイオリンを弾いていまして、ブラスバンドを組んでやつてゐるん

す。そこまで世の中が變つて來てゐるのに、いつまでも何何何何のものを担げといふのは、これは基本的人權の蹂躪ですよ。(笑)若しそれが基本的人權の蹂躪でないといふなら、笑ひごとだといふなら、あなた担いで御覧なさい、担げやせんでしょうが。あなたができないことを百姓であるからこれを強いるのだ、仲仕であるからこれを強いるのだ、仲仕であるから当然だ、この考え方を直さん限りは検査員といふものは農民の敵だといふことになつてしまふのです。僕はいつもこの検査員の行政整理なんか出て來る、そのときに農家へ話に行くと、検査員といふものはいいものだといつて、農民がそれについてくれたといふことは一つもないんです。これは一つあなた方はしつかり考へなければならぬ問題だ。河野君の言うやうに、或いは北さんの言うやうに、やはり農民の立場といふものは考へなければならぬ。時代がどう動いてゐるかといふことを考へなければならぬ。ただ役人としては明治初年からやつたことをずっと続けて行くのが一番安易な途ですけれども、そういうことをする限りは、本當に検査員といふものは恨みの対象になるのです。これは一つようお考へなさい。

○河野謙三君 北委員なり、私が申上げました古俵の問題をちよつと検査課長は曲解されたと思ふのだが、私たちは申味の食糧を従にして、包装を主として考へるというのではないのです。というのは、包装は少しぐらゐいどうでもいいじやないかといふことではない。古俵といへども、あなたの部下の検査員が十分な検査をしてゐるのだ。要するに輸送にも耐えるような、すべ

ての観点からいつて新俵と同様な価値のあるものの範圍内において古俵の検査をしてとつておられる。でありますから、農民の側から言へば古俵と申しまして、仮に古俵をトラック一台買つてしまふ。その中に穴のあいたのや耐久力のないのや、そういうものが三割も四割も出るんです。それを食糧庁のほうでは東京の古俵の相場が二十五円、横浜の相場が二十何円、それをトラックで運賃をかけて持つて行つても五十円なのに、然るに古俵に六十円もやつてゐるのだ、十分じやないか、こういうやうな全く滑稽千萬な原価計算をされてゐる。その間に出て來るはねにしない。だから古俵のほうではそれを見ない。だから古俵のほうではあなたの方の検査官の手を通つて、そうして合格するまでは相當高いものについてゐるのです。そこへ持つて來て、それを今申上げるやうな原価計算において三十円開きだ、こういうやうに簡単に片付ける。でありますから、私たちは今申上げたのは決して古俵を極度に利用しよう、少しぐらゐ申味がこぼれてもいいじやないか、こういう意味ではないのです。それは現在あなたの検査官のほうがちやんと守つておられる。新俵と同じやうな輸送に耐える包装としての価値は十分新俵と同じもの、これは検査官として守らなければなりません。そこまで行つてもらへば、あとは新俵と同じに買つてやつていいじやないか、こういうことなんです。そうして北さんも言われるやうに、今畜産が盛んだ、自給飼料が足らん、「わら」が足らん、堆肥が足らん、こういうことで、農民から見ればこの頃のお百姓は非常に「わら」に困

つておる。であるからそのほうにもつと、新儀に廻す「わら」をその農事用にもつと使うように、あなたのほうで農林省の政策としてやつたらいじやないか、私はこの間農林大臣に教えてやつた。知りやしないじやないか、そんなことは……。又そんなことを教えてやつても小さな問題だと思ふからあなただちは連絡がないに違ひない。だから今の農林大臣は行政者としてちつともピンと合わない。ピントの合わない大臣はしょうがない、あなたたちはそういうことについて十分研究して頂きたい、特に希望しておきます。

○北勝太郎君 皆掛の米でも農産物の日方を少くしてもらいたいという問題ですね。実は私は百姓で本當にやつて来ておつたのでありますが、皆さんの御存じのない苦しい点がある。そいつは今農産物はすべて農産倉庫に全部入れますが、それは農産倉庫にもいつも満載になつて、十六段、十七段という高いところまで歩みをかけて、そうして背負つて上る。ただ一俵担ぐだけでも実にさつき言う通り容易でない、二人がかりでなければだん。それもそれを二人で担いで歩みの上に持つて行くわけに参らるので、結局年寄つた人でも歩みの上を一人で背負つて行かなければならぬ。たまにしくじつて米もろともに落ちて大怪我をした人があるのです。実は私の村でそういう実例がある。そこで協同組合の總會においてもしばしば問題になり、何とかいい機械を買つて機械で上げてくれ、それを一つ研究しようといつたが、研究したつて安い金でできやしない。又倉庫の中で仕事をすることですから、機械が自由に動かない。この点については農

村では実に困つておる。そういう点等もお考え下さいまして、是非皆掛にしてお重きを少くするということに特段の一つお考えを願わなければならぬ。本當に今の時勢に合わない、こう考えますから、そういう点を願ひたいと思ひます。それからその次は、これは北海道だけの特長だと思ふのでありますが、私の手許に大した陳情書が来ている。それは連判で大したたくさんのものが来ている。これは恐らく先ほど来申上げます通り、北海道特有のものかと思ふのでありますが、非常に遠い距離の場所から運んで来る、できたものを……。それが検査員が手廻らぬもの、それから折角持つて来たものを又再び家に持つて帰らなければならぬ。遠い距離のことですから、ちよつとほかの家に預けておくわけにいかん。預けておいて米を盗まれるようなことになつたら重大な問題です。結局家に持つて行かなければならぬ。農家の迷惑は非常に多いのであります。そういう関係から検査員の数をこの際減ずることは絶対やめてくれ、農家として迷惑千萬だという陳情なんでありまして、先ほどからも検査員に対して農民が感じが悪いと言つておるといふことは事実であるのでありますが、特に北海道のはそうではなくて、自分の体がかわいいからという意味で検査員をこの際減じてもらつちや困る。今でさえ困つておるのに、これ以上になつたら農家として迷惑千萬だということと言つて来られておるのでありますが、いわゆる今の人員減少の点で人が減るのは止むを得ないかも知れませんが、併し現業方面でそういう人が減らされては大変なことであります、その点に

つきまして、北海道の実情に合して、この人員を整理するのせんかというふうな点についても御意見を承わつてみたいと思ひます。

○説明員(新澤重君) 先ほどの皆掛重量の問題について、御意見を承わりました、私非常にお教えを受けたことがたくさんございましたので、これから研究いたさなければならぬと思つておりますが、先ほど検査課長が申しましたように、いろいろ関係する部面も広いのであります、急速には行きかねる点もあるかと思ひますが、できるだけ十分研究を積んで、だん／＼時代に合つた方向に直して行きたい、こう考えます。それから北海道の検査員の問題でございますが、これは従来からも確かに北海道として予定されております定員が常に満たされません。實際上充足されないような状態にあつたわけでございまして、いろいろ検査員につきましても、なか／＼検査員自身も努力はいたしておりましたが、農民のかた／＼に御迷惑をかけた点も多かつたと存じます。今回も大分やめる人が出まして、私も予定しております定員から申しましても大分下廻つた数字が出ておるのでございまして、従いまして全体的に見ますと、比較的余裕のあるところもあるようございまして、特に北海道のようなどころは確かに仕事の分量に比較いたしまして非常に手薄の陣容であるといふことは私もよくわかることであります、できるだけこれの人員の充足につきましては、配置転換をいたしますとか、或いはそれのできない部分につきましては、特にこういうような特殊な地帯につきましては、或る程度新規

に人を入れるというふうなことも考へて行かなければならぬじやないかといふふうな考へておるわけでございまして。只今各地の仕事の実際と、それから各地の人員の充足事情とを配合せまして、只今二十九年度以降におきまする人員の再配置といふことを考へておる次第でございまして、北海道の点につきましては、特に私も今お話のありましたような点を留意して人員の再配置を研究をしたい、こう思つております。

○松浦定義君 今総務部長の北委員に對する御答弁について私もう少しはつきりしておきたいと思ふのですが、検査員の問題でまあ非常に北海道が苦勞しておることは、當然あなたの方のほうの所管ですからわかつたと思うのですが、特に農村側からいつても供出の最盛期には非常に殺到するといふので、供出の期限等、そういう点がいゝ／＼非難的になつて来る。そういう意味合から、例えば今回の人員整理の問題で相当数が全国的な問題として止むを得ない場合があるかも知れない、そういう場合に北海道はそういうことから考へて減員、現在員を減らすようなことはしないといふようなことが、今の御説明から決定的に考へた場合に、そういうふうな了解していいかどうか、例えば統計調査部等のごときはやはり北海道の事情等を十分付度して、北海道の現状というものが認められたといふようなことから、やはりそれと同一のようないふ置をとるといふようなお考へとして承していいかどうか、この点お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(新澤重君) 私どもの予定人員を現在員とを比較いたしますと、確

かに北海道は今までも予定定員に達しておらなかつたと思ひます。将来の計画を入れましたも、現在員というものは恐らく北海道におきましては予定される定員には満たない状態にあるのじやないだらうかと思つております。実際にこれを充足するにどうしたらいいかといふことについて、私も今頭を悩ましておるわけでございまして、食糧庁全体の関係から言ひまして、新規採用するといふことがなか／＼困難な事情にありまして、できるだけ食糧庁内の定員の増減によりまして、北海道に多くの人員を当てて行きたいといふことが第一の考へでございまして、なか／＼それだけでは困難な面が出て来ようかと思つております。それならば更にそれを配置転換でできない部分を、特に特定の地域としての北海道に對してだけは特別な措置としての新規採用を認めるかどうかという問題になりますと、なか／＼直ちに、今北海道に限つてそういういたしますといふことも直ちに言ひかねるような事情にあるわけでございますが、止むを得ない場合には若干の人間はそういうふうな考へなければならぬかと思つております。実際の人員の状態をいたしましては、確かに昨年ぐらゐの人間は北海道には来年度以降においても維持しなければならぬという考へは私も持つておるものであります。人間を維持するための方法といたしましては、いろいろほかの事務職との関係もございまして、具体的に今後考へて行きたい、こゝろ思つております。北海道の人員としては、昨年ありました定員よりは減らしたくないという気持は私も持つております。

○松浦定義君 どうも余りはつきりして来ませんが、現在欠員になつておるのを補充することはなか／＼容易でない、私の言うのはそうでなく、補充されて十分であつてもなお足りないというものが北海道の農民の考え方であるにもかかわらず、欠員になつておるままに補充できないというところは、現実には減員されたと同じです。充足をしてでもなお農民は十分希望が達せられないのです。こういうような減員が止むを得ない場合でも、北海道のほうは整理しないでもらいたい。私どもの要求は十分補充した上に立つての要求です。例えば内地関係で減員するという場合、それを直ちに北海道のほうに持つて来て充足すれば北海道の定員は十分カバーできるので、それは非常にいいことだと思ふ。そういう点を一つ考えておやりになればいいと思ひます。これは又いづれ十分お伺いします。それから先ほど話のあつた量目の点、客量の点ですが、これは何とかさういふふうに進められてみたいという話ですが、私は若し米が自由販売になりまして、この検査制度というものは、むしろ逆にいいものを作つて高く売らせるために検査は厳しくなると思ふ。従つてさういふ意味から俵の問題について或いは又一層厳重になるかも知れません。さういふことが考えられます。半面には、農家は依然として、検査の上からいつてさういふことはできないが、それを加工し、或いは販売する業者は十六貫のものを精白しまして、これを八貫ぐらゐにして紙の袋に入れ、需要者が希望するような形にして売つて行く、例えば炭は四貫のものを東京では二貫ぐらゐにしたほうが却つて売

れるような場合でありまして、生産者の手を離れると、十六貫のものを八貫ぐらゐに分けて紙袋に入れて需要者の喜ぶような形で販売されるものが出て来る。併し生産者は検査制度がある限りにおいては、やはり依然として非常に不利な立場に立つてしまふというやうなことになるから、自由販売になつてもそれは当然続けられると思ひます。でありますからして、統制中と言わず、自由販売になつたらということではなしに、若しさういふやうなことをお考えになると断定されるならば、実施の段階で努力するように方向を変えてもらなければ、研究する程度では私は依然として農民側は了承できないと思ふのです。その点は如何ですか。

○説明員(新澤翠君) 先ほど直ちにお答えしないで、研究するとお答え申上げたわけでありまして、確かに先生方のおつしやるやうなことはあるかと存じますが、実はたまた／＼さういふことを耳にしたのであります。それは内地米の場合に当振るか、当振らないかわからないと思ひます。例えば輸入米は百キロ詰で入つて来るわけでありまして、たまた／＼四十五キロの袋になつて来る場合もあります。さういふと、流しと申しますか、これは何と申しますか、出来高振というやうな制度になつておりますので、百キロの荷物を扱うほうを好んで、四十五キロは扱い高が上らないので好まないというやうな実例を實際に見たので、内地米の場合にさういふ例が当振のかどうか存じませんが、或いは経済の問題でございまして、さういふやうな思ひやうなところに問題があるのじや

ないかというやうな感じがいたしておりますので、さういふ経済の問題とか全部含めて、十分検討した上でないとお答えはできないかと思ひます。さういふやうな気持ちで申上げたのであります。

○委員長(片柳真吉君) この問題はまだ御質問があると思ひますが、如何ですか、次回には長官の出席を求め、今日はこの程度で、ほかの問題もありまして、この次には一つ長官の出席を求めて……ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳真吉君) 速記を始め

それからもう一つ御相談を願ひたいのは、行政機関職員定員法の一部改正であります。これも実は非常に時期が切迫して来ておるわけです。この前も連合審査にするか、如何にするかという問題について……ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳真吉君) 速記を始め

それでは行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、当委員会に重大な関係がございまして、連合審査を申込みたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳真吉君) 御異議ないことを認めまして、さう決定いたします。

○委員長(片柳真吉君) 最後に、去る三月十六日の委員会において問題になりました確安の生産費に関する資料の件につきまして、通産省当局から発言

を求められておりますから、お聞き取りをお願いいたします。

○説明員(柿手操六君) 大変遅くなつて甚だ申し訳ございませんが、先日本委員会におきまして、確安の工場別の原価を提出するやうな御要求がございまして、大変どうも延び／＼になつておりました誠に申訳がないのでございまして、このことにつきまして、一、二事情を申上げて御了承を得たいと存ずるのでございます。

実は、この前私どもの手許におきまして推算をいたしております確安工場七の合成、確安の工場があるものでございまして、この全部につきましてはさういふ推算をしておるのではないのでございまして、そのときも申上げましたが、開発銀行に關しまして確安の合理化の工事を推薦をいたしておるのではありませんが、その際にその工場の原価内容、原価事情はどうなつておるのであるかという点につきまして、大よその見通しを付けておるものがあるものでございまして、さういふものが二十八年度におきまして数社、六工場あるのでございまして、さういふものが今私どもの手許にあるのでございまして、御要求になりましたやうな各確安工場全部につきましてのコストをお出しいたしますというところはちよつとむずかしいのでございまして、なお、この点に關しましては、先日この委員会におきまして私のお答えの表現が、言葉の足らん点等もございまして、或いは誤解を招いたのじやないかということも甚だ恐縮に存じておるのでございまして、何とぞ御了解を頂き

たいと考えるのでございまして、工場別につきましてはさうでございましてけれども、先般も大体のところ私どもは肥料の行政をやつて参ります場合に、確安工業の大体の原価の状況を把握しておるやうなことを申上げましたが、それは十七工場全体につきまして、その総平均的な原価につきましては検討を付けておりました、現在の製造量、即ち操業量と原材料の価格等から見、大体日本の確安工業の平均的な原価というものはこの辺だろうというところを常々検討いたしておるのでございまして、近くこれを整理いたしまして御説明を申上げたいと思ひます。さういふことを整理して御覧に入れたらいいと思ひます。整理に手間をとつておりました、甚だ申訳ないのではありませんが、来週には是非とも提出いたしまして、さういふ御説明を申上げた、かように考えておるのでございまして、なお、この資料の取扱ひでございますが、これは政府側といたしまして、コストの程度はこの見当であらうというところを公式に申上げますことは、対外関係、特に通商関係でございまして、さういふ点も考えなければならぬのでございまして、懇談会等適當な方法によつて事実上皆様方に御説明をさせて頂くというふうにお願ひを申上げた、かように考えます。

○河野謙三君 委員長は、先日私がお願いしましたやうな手続によつて資料の要求をされたかということでありま

○委員長(片柳真吉君) 大体通産省から自発的に提出されるというお話でありましたので、委員長としては成規

の手続はとつておりません。

○河野謙三君 今後、ではどうされま
すか。

○委員長(片柳眞吉君) 只今の発言に
ついての皆様方の御意見如何によつて
考えたいと思います。

○江田三郎君 ちよつと今の発言を聞
いておつてよくわからなかつたので
が、十七工場の總平均というものをた
だ公式に言つて、対外関係等があるか
ら懇談会において説明をする、こう
いうことですか。それからもう一つ
は、六工場については資料があるとい
うことですが、どうも聞いておつてよ
くわからなかつたのですが。

○説明員(榊手操六君) 六工場につ
きましては、仮に開銀の融資を推薦いた
します場合に、その工場がどういふ
うな原価の内容を持つてゐるだらうか
というところについての大体の検討をす
べて付けて持つておるのでございま
す。それから十七工場の平均を出すな
らば、十七工場あるじやないかという
ような御疑問であらうと思うのであり
ますが、実は十七工場あるのでござい
ますけれども、これの個々の原価を突
は弾くことはいろ／＼な費用の関係が
むづかしいものでございますから、こ
れは御説明を申し上げるときに、詳細そ
の計算の方法を説明すればおわかり頂
けると思ふのでありますが、この日本
にある確安工場全体で、工法の如何を
問はず、又業態の如何を問はず、この
生産量はたしか確安に換算して二百三
十万吨程度でございますが、それに使
つてゐる電気でございますとか、石炭で
ありますとか、コークスでありますとか
いふものの總量を一應推定いたしま
して、そうしてそれに現在の物価をか

けまして、そうしてそれ／＼の費目の
全体としての金額を出します。更に固
定費のほうでは道具費とか、経費と
か、金利とかいふような固定費的なも
のを、各会社の全体にかつたものを
を、肥料の生産の上で以て按分をして
推計いたします。そうして出たそれぞ
れの費目を、確安の二百三十万吨と
推定される總生産量で割るといふよう
な方式で、大体これは大数観察的には
日本の確安工場の中庸と申しますか、
平均的な値が出まして、これは先ず
先ず私どもとしてはそういう意味の数
字としては大数観察ができて大体適当
な値が出ておるんではないかという
ふうに考えております。

○江田三郎君 六工場というのとはど
こですか。

○説明員(榊手操六君) 今年融資の推
薦をいたしました東北肥料株式会社、
日本水素工業株式会社、昭和電工株式
会社、東洋高圧工業株式会社、新日本
窒素肥料株式会社、もう一社、別府化
学工業株式会社の六社でございます。

○江田三郎君 この六社については開
銀融資の推薦をしたときに資料がある
ということですが、これは発表される
用意があるということですね。

○説明員(榊手操六君) この問題につ
きましては甚だ何でございませうが、
今の開銀銀行に推薦いたします場合に
に、私どものほうで一方的に試算をい
たしたものでございまして、又各社の
内容にも触れて参るのでございまし
て、いろ／＼な差障りも考えられます
ので、この工場別につきましても提出
を見合はしたい、かように考えるので
ございませう。

○江田三郎君 これを發表されるかど
うかということは、これはあと／＼の
問題にして、この六社については先ほ
どのあなたのお話では融資の推薦をす
るときに資料として出した、こういう
ことですから資料としてはあるわけ
でしょう。

○説明員(榊手操六君) これは私ども
が、この六社を開銀銀行の融資対象工
場としてやつてもらいたいということ
を銀行当局に推薦する場合に、この工
場のコストはこういうものであると
いうことを試算をいたしてあります。
それを……

○鈴木一君 開銀の融資を仰ぐ場合の
資料というやつはそう簡単なものじや
ないと思うのです。農林省のほうはこ
うであるとか、或いは通産省のほうは
やなくて、メーカー自身が自分のほう
の工場の内容はこうだ、生産されてお
るのはこうだ、販売はこうだと、実に
厳密な調査資料を出して、それを更に
開銀が何處／＼検討した上で……、
今あなたの言われたことは全然私は違
うと思うんだ。その資料に対して農林
省なり、通産省が承認と言いますか、
間違いないとか、この通りだとかい
うような証明をするのであつて、あな
たのほう为主体になつてそんな資料を
出したんじやないと思うのですよ。

○説明員(榊手操六君) これはお話の
ごとく開銀銀行を作りましたのは、政
府が従来見返資金の融資を決定して
おつたのを、実際に即するように事業家
であり、銀行家であるかた／＼によつ
て実際に即した最も効率的な資金を使
つたほうがよいというので、従来政府
のほうからそれ／＼融資額を決定して
おつたのを開銀銀行というシステムを

作つて、そこでおきめになるというこ
とになつたのでありますが、銀行に対
しましては政府側としては参考案と言
いますか、先ほどから申し上げましたよ
うに、各省の各局から開銀銀行に申し
まして、これは私どもの関係しておる
社、工場として開銀銀行の融資対象に
推薦したいということ、肥料は肥
料、鉄は鉄、石炭は石炭、それ／＼の
部分から推薦をいたしておるのであ
ります。その推薦をいたします場合に、
私どもがいろ／＼研究のときにその工
場についての現場の見通しを立ててお
るのであります、お説のごとく最終
決定をなされる開銀銀行では、私らの
出した資料そのものをそのまま鵜呑
みにしてきめるとかというようなことは
なさつておられないと思うのであり
ます。

○鈴木一君 あなたがそういう
資料を作る場合、その当該メーカーの
ほうからそういう資料をとらなければ
証明も何もできないでしょう。若しそ
れで結構だとすれば、各社のやつは全
部あなたのほうでできるわけじやない
でしょう、十七工場の全部……、どう
もこれはごまかしだと思ふのですよ。
主体をばかしているんだらうと思ふの
です。私は必ず開銀のほうの資料に関
しては特別の方法があるかどうか知り
ません。肥料は政治的のいろ／＼動
会社ですから、あるかどうか知りませ
んけれども、普通の場合は各メーカー
が出して、それを農林省なり通産省、
或いは経済審議庁あたりが査定して、
これなよからうというので認承して
初めて融資の対象になるというように
私たちは記憶しておるし、大体各メ
ーカーとも間違いないと思う。開銀の金

の出る場合は大体そういうケースをと
つておると思うのですが、どうもあな
たのほうはごまかしと思ふのでござ
います。単に何か理屈を付けるためにこ
ま／＼とした理屈を言つておるんじや
ないかというふうにはしかたないの
です。もう少しはつきり良心的にやつ
てもらいたい。これだけの法案を審議
するならばやばい問題の所在を明かに
して、その上でやつてもらはないと問
題の焦点がわからないうし、我々がこの
法案を審議するといふことはできない
と思う。ただお前たちは知らなかつた
いいから通せといふことでは、絶対こ
の法案を私は審議できないと思ふの
です。

それから委員長にお尋ねしますけれ
ども、農林省の次官あたりから、何
かこの法案は前倒し問題だからよろし
く頼むといふような話もあつたんじや
ないのですか。委員長のほうにあつた
んじやう、どうもそうとしかとれな
い。(笑聲)

○戸叶武君 今の話を聞いておると、
開銀銀行が自主性を持つて金融機関と
しての役割を果たしておるというから
は、この融資の場合においては当然開
銀には正確な各社から提出されたこ
ろのデータがあると思ふ。それを政
治的配慮の上に立つたところの今の御
説明との数字的なギャップがあるかど
うかといふことも一つの参考になるか
ら、開銀に入つたところの、開銀でと
つたところのデータと両方出しても
らえば余計参考として非常に便利なん
ですが、今の話を聞くと非常に開銀
銀行の持つておる役割と政治的配慮とい
うものがごつちやになつて、何かわか
らなくなつて来るのですが、その点は

どうなんですか。開発銀行もやはりあな
たたちの政治的配慮の上において作ら
れた推定統計よりもっと、これだけ
の金をかけるのですから、正確なもの
が開発銀行には行つておると思いま
す。どうなんですか。そうでなければ自
主的な一つの金融機関の役割はないで
すよ。

○江田三郎君 議事進行につ
いて……これはどうも先ほどの答
弁というものは、今鈴木君なり、戸
君が言つておるようによい場合が行
かん。それで説明員はもう意識して
事実を隠そうとするなら、これは又委
員会としても正規の手続をとつてそ
れのことをやらなければならぬ。結
局時間がかかるだけだと思ふのです。
そこで委員長はもう説明員の答弁を
されるときに、その態度について委員
長のお考えに基いた注意をあらかじめ
しておいて頂きたい。それから答弁し
て頂きたい。

○委員長(片柳真吉君) その前に、先
ほど鈴木委員からの御発言がありま
した。委員長としてはこの前の速記に
載つております。この前の当委員
会の質疑応答で明らかにされた趣旨
において通産当局的のほうから資料の提
出があるものと思つて了解してお
るわけであり。詳細は省略いたしま
すが、大体の質疑応答の結果は、大
体各工場別の資料があるという質疑
答であつたのでありまして、そういう
資料が自発的に出るといふ意味にお
きまして成規の手続となつたわけ
であります。今日の御発言で、その前
の質疑応答と違つて来ておるとい
うことを今知つたわけであり。

○江田三郎君 委員長に注意してら
う。

つて答弁を聞く。

○説明員(柿手操六君) そのことにつ
きましては、先ほどもお断わり申上
げたのでありますが、事実十七工場全部
についてはコストの計算をやつてお
らないのでありますが、私の言葉の足ら
ざるところからそういうふうな誤解を
招きましたことを先ほどもお断わり申
上げたのでありますが、実際にいまま
して、開銀の融資を推薦いたします場
合の各社のコストの見通しをきめてお
るといふ程度でございますので、特に
この点をお断わり申上げておるので
ございます。

○委員長(片柳真吉君) 誤解があると
いけませんから重ねて申上げておきま
すと、質疑応答の速記の關係部分
を朗読いたします。河野委員から
の御質問で、「そうしますと、各社別
の原価計算を一応通産省としては持つ
ておる、併しそれを公表する自由を持
たない、こういうわけですね、そうで
すか。」それに対して通産当局が「さ
うでございます。」というのでござ
いますので、さうな趣旨で私は自発
的な資料の提出があると思つておるわ
けでございます。

○河野三郎君 今この前の委員会での
柿手さんの発言について誤解を招くよ
うなことがあつたからと、こういうこ
とで、私はまだ速記を見ておりませ
んが、ついでこの間なので記憶してお
りませぬ。あの質疑応答におきまして
は、そういうふうな経過がなかつた
んです。でありますから、あなたは
この間のあなたの答弁を一切取消され
うというのではないが、取消すかどう
か、先ずそれを伺いたい。(い、今

の答弁を取消したほうがいい」と呼ぶ
者あり)

○説明員(柿手操六君) 今委員長がお
読みになりましたように私が申してお
るといたしますと、本日ここで事情を
申上げましたことと違つておるので
ございますから、取消をさせて頂きた
いと思ひます。(それは大変なこと
だ)と呼ぶ者あり)

○河野三郎君 取消される。ところで
何で取消しなければならぬかというこ
となんです。先ほどの今日の答弁にお
きましては一応平均は出しておる。
平均を出すというところは十七工場の
それ／＼の上に立つて初めて平均が出
るのである、何の上に平均が出ま
す。平均というものはそういうもので
しょう。それとも開発銀行に出た六
だけの工場の平均ですか。私はそう
じゃないと思う。今日の御答弁でもち
やんと平均ということは大體押えてお
る、その平均というものを押えてお
ると言つておられるのだから、その平均
というものは十七の平均でしょう。そ
うじゃないですか。

○説明員(柿手操六君) その点につ
きまして、ちよつと先ほどお答えをし
たのでございまして、十七の工
場の原価を出しまして、それを平均し
たのじやないのでありまして、日本の
十七工場の確安が使つております原
料全体の総量を、(そういう確安は
めなさい)と呼ぶ者あり)単価を、物
価を推定しまして、(江田三郎君)「
を言わなさいやならん理由を言つたほう
がいいよ、そんな説明は駄目だ、なぜ
嘘を言わなさいやならんか、その理由を
言いなさいよ、そのほうがはつきりす
るわ」と述べ、それを全体の製造数量

で割つて大體大體觀察的なものを出し
ておるのでございます。

○河野三郎君 然らば私は別の角度か
ら聞きますがね。確安は一つの輸出工
業ですね。輸出工業として今取扱つて
おる、将来ますます輸出工業として榮
展したい、こう言う以上は、日本の
輸出工業として将来があるかないか、
こういうことについてはどういふ根拠
でやつておられます。例えば同じ肥料
で過燐酸であつても、過燐酸が今加工
貿易の対象になつて輸出工業だとい
う以上は、過燐酸の各会社からそれ／＼
これ／＼こういうふうな原価計算にお
いて、これ／＼こういう利点があるか
ら加工貿易として過燐酸工業を政府は
面倒みてもらいたい、そういうものが
出なさいやならんはずですよ。出てお
るはずですよ。それと同様に確安におき
ましても、これは加工貿易じやないかも
知れないけれども、やはり通産省が大
高所から見ても輸出工業として確安を
象にする以上は、それ／＼のやつぱり
原価計算というものがなくちゃ、そ
ういふものはできませんよ。そういう
度から輸出工業としての確安工業とい
うものの検討が私はなくちゃならん
と思ふ。なくて、つかみでやつておる
ならば何のために通産省があるかわ
らぬと思ふ。そういうことでないで
か。特に過燐酸の場合もついでに説明
して下さい。過燐酸が輸出加工貿易
として今扱つておるその場合に、過燐
酸の角度からそれ／＼の原価計算が
出てるはずだ。これ／＼こういうふう
な原価計算になるのだから、燐鉱石を
ただけで買つても、それに対してこれ
だけの過燐酸を送つても差引日本にお
いてこれだけの要するに利点がある、

こういうことの順序になつておると思
う。これもついでに説明してもらいた
い。

○説明員(柿手操六君) 過燐酸につ
きまして各社別の原価計算はしてお
りませぬ。供しながら大體觀察的な、大
體平均的な原価はこういうふうになる
だらうというところにつきましては計算
をいたしまして、加工貿易としてこれ
は有望であるといふことは考えてお
ります。確安の今の平均の問題でござ
います。確安の製造事業が全体の
七、八割という殆んど大部分の所もあ
ります。確安の製造は全体の会社の
事業のほんの一部分だといふものも
ございます。それ／＼の
個々のものはなかつて、或る一定の
式で以て報告を各社の原価を調
べれば別でありまして、現状にお
きましては、そういうふうなものを
業態が非常に違つておりますものを
手許で計算いたします場合には、それ
が全体としての平均的な数字を算出
する以外の今のところの方法はないで
ございます。(やめたほうがいい)と呼
ぶ者あり)

○戸叶武君 先ほどの非常にあまい
模範とした説明の中に於いても、公表
は対外關係、特に通商上を考慮して
きないといふことを言つていますが、
これは私は一つの逃げ道だと思つて
います。今肥料の中における確安は公
共性を持つておるものではない。而も
この価格の問題といふものはその重
点です。一面においてこれが産業合理
化が要請されておる、一面においては
輸出貿易といふことが考慮されな
い。輸出貿易に名をかり

て、そうして原価精算が立てないといふことで価格というものをごまかし、政府をうまく騙してやつて行こうというのが業者のやり方だと思ふのです。こういうふうなあいまいなところにおいては造船業よりもひどいものが潜んでいないか。造船だつて原価精算を出してあるのです。なぜ肥料において原価精算が出せないか、而も価格の問題の実態を把握することができなくて、これに対して融資を斡旋するといふようなことは不届き至極です。これははかに輸出関係であるから、これはそういうことを考慮してと言ふけれども、日本の産業合理化というものを明確にし、それから政府の財政投資というものをガラス張りであるような方向に持つて行かないからこそ今のスキヤンダルが発生するのです。これは私はこういうような態度で政府がやつてゐるからには、この問題に対しては我々は座にぶつかつて審議を進めることはできないと思ふのですが、ただ簡単に言へば対外関係のほうを考慮して発表ができないといふような点はどういう点です。この国内における明確な線が出てない輸出なんかやなくていいです。国内の問題を片付けてからやりなさい。この肥料の実態というものを正確に国民に認識してからでなければ、私たちとしてはこの問題を片付けることはやはりできないだらうと思ふのです。その根拠を示して下さい。

○説明員(柿手操六君) 日本の硫酸の原価の状況につきましては、先ほども御説明いたしましたように、各社のものはお示しができないいたしましたも、鏡意平均的な言ひますか、中尉

と見られるような種目別の原価を今算定いたしておりますから、それを御説明いたしまして十分御審議を願いたいと思ふのであります。それから今の公表しないといふことにつきましては、対外関係、主として今売つております輸出価格は出血をいたしておると認められるのでありまして、それを政府みづから認めるというふうなことになるようなことも非常に好ましくないからとてございまして、そういう点を考えておるのでございます。

○清澤俊英君 何かどうも余りむずかしいことばかり言われるのでわかりませんが、大体二、三年前までは足らんと思ふのです。肥料がまだ統制時代です。統制時代には或る平均率を出して補助金をおやりになつたでしょう。そういうときは何を基準にしてそういうものをお出しになつたのですか。これは一社々々の生産費がちゃんとせんければ金は出せない。国民の懐ろからそれを出して撒いたのですか。私は出ないといふ話はないだらうと思ふのだ。一年か二年前にそういうことをやつておつたのです。どうしても出ないといふのがおかしい。何をそうすればあのかは基準にしてこの工場には何千何百円やる、この工場には幾ら／＼やるというところをおきめになつたのです。それを一つお伺ひしたい。それがなかつたらできないはずだ。

○説明員(柿手操六君) 昭和二十五年の七月末まで硫酸の公定価格制度はございました。その際に物価庁が法令によりまして各社のコストの報告を徴しまして、それによつて生産者の価格といふものをきめて、その価格で当時肥料配給公団という一手集配機関があつたのでございまして、それに買い取らしめる、そうして政府はその肥料配給公団に対して補助金を出しまして、そしてメーカーから肥料配給公団が買つた値段よりも補助金を貰いたただけ安く配給することというふうな組織を二十五年の七月末までやつておつたのでございまして、「議事進行」と呼ぶ者あり。

○清澤俊英君 いずれにしても工場単位の生産費がわからなければ、そういうものは出せないでしょう。どこがそれを分けるにしろ何にしろ、あなた方然らば長い間国民から取上げました税金を官勘定でばら／＼撒いていたのですか、どうです。そうでなかつたら工場単位の生産費といふものは或る程度目度をつけて行かなきゃならん。それは一〇〇%確定であるかどうかといふことはわかりませんが、肥料の生産費といふものを中心とした或る価格を決定しなければ、これは損がいつているからくれる、これは得がいつているから取るというわけにはいかん。

○江田三郎君 議事進行について……先ほどの答弁を聞いておりますと非常に矛盾があるわけですね。第一、十七工場の総平均を出すといつても、説明員の説明によると、硫酸工業全体として硫酸を幾ら使つてゐるか、それを総平均だけから見に行くのだといふことを言つておられますけれども、こんなことはできるものじやない。一体硫酸工業の硫酸の総使用量といふものは個々の工場へ当らんでわかるはずがない。電気会社を一々調べるわけですか。電気会社を調べるなら、これは電気会社皆連うのですからね。

一つではないのですよ。東北もあれば関西もあれば中国もあるわけですね。いろいろあるわけですね。そういうことについて電気会社を調べれば、そういう調べ方をして行けばおのずから各工場のデータといふものは全部出て来るわけでしょう。そういうことをぬけぬけと言われるといふことは、これはそういう説明では何遍繰返されたところでこの委員会を納得することはできませんと思ひます。それから六工場の問題についても、これはもう鈴木君が言うように、工場からはつきりとした計算書が出て、それに通産省が意見を付して開帳に送るといふのが、これが常識です。こんな手続に誰だつてわかつておられます。それであえてとばけて六工場については通産省として推算をした数字を付けただけだといふようなことで、工場から出た資料がないように言われるのは、これはもう明らかに嘘偽です。そういうような態度で行かれるといふと、勢い当委員会としては前々からの審議の経過からみても、当然成規の手続で資料を要求するという措置はとらざるを得ないといふことになるのです。而もこれは通産省からも取る、農林省からも取る、開帳からも取る、こういう形をとらざるを得んと思ひます。そのときに起る混乱、それについてあなたの方で考えられたことがあつたのか、勢いの赴くところがあるわけですか。あまいことを言われるために敷を突つて蛇を出すといふことになつておられます。それでいいといふことを考へてそういうことを言つておられるのか、或いは自分の腹は別だけれども、上司から言われて、こう言えといふから言ふのだといふことなのか、そ

へ出して恥かしくないような原価計算がついていのかどうかは必ずしも私よく承知いたしておりません。併しそれに類するものは恐らくあるだろう、又要求もできるだろうとは思いますが、ただ開銀融資の問題、まあ今年始まつたばかりでなく、随時各社から出て参るやつを斡旋するということになりま

すので、同じ時期の統一的方法に基いたものが揃つておるかどうかがどうにかについては、恐らくなか／＼むずかしいんじゃないかというふうに私は想像いたします。これは想像でござい

ます。それから資料、そういうものを出したほうがいかどうかということについては、できるだけ御審議の便を計らうようにするのが当然と思ひます

けれども、肥料工場会社の営業機密にも関するやうなこともあるでございまいし、おのづから個々のものについて

計算といつたほどのものを持つておりません。持つておらないのをなぜ安定

帯価格についてどうこう言えるかと申しますと、これは安定帯価格について

でございまして、これは河野委員が衆議院におられたときから問題に

なりまして、よく御承知と存じますが、当初たしか一昨年でございま

した。このときでございまして、たしか九百九十何円というときに、そのとき

にストップするといふ各方面の強い御要望がございまして、それが一つの目

○河野謙三君 私の今お尋ねしたことについて御答弁下さい。

○説明員(柿手操六君) これは官庁内部のことでございますから、いろいろの内容にもよりますが、今農林省と私どものほうで肥料の行政をやつておるのでございまして、お互いに資料の交換をして円満にやつて行かなければならぬと、こういうふうと考えております。

○河野謙三君 いや、円満にやつて行くということは、今までも円満だと私は信じます。信じますけれども、そういうものを農林省から要求があつたとき、あなたのほうから出せますか。

○説明員(柿手操六君) それは官庁同士でございまして、それは私たちがそういうふうにしていいと考えております。

○河野謙三君 そうしますと、農林省はすぐ要求して下さい。要求してくれませんか、これを伺います。

○政府委員(小倉武一君) これは別に改まつて要求するとか、しないとかというようなことでなくて、柿手部長が先ほどお答えしましたように、事実上よく連絡をいたしましたように、必要な資料は交換するという建前で行きたいと思ひます。

○河野謙三君 今までちつとも要求していませんが、改めて要求して下さいと言ふのです。同時にもう一つ伺いますが、農林省は開銀に融資を依頼している六社の原価計算はあなたのほうで見えておりますか、御存じありませんか。

○政府委員(小倉武一君) これは生産のほうでございまして、私どものほうは全然関係しておりませんです。

○河野謙三君 なぜそういうものを要求して原価を農林省自体がつかもうとしないのですか、本当にこれは見ていないのですか。私は当然こういうものは原価をつかむ一つの基準になるのでありますから要求すべきである。又見るべきであると思う。本当に知らないのですか。見てなければ、これも早速見て下さい。見てくれますか、柿手さんそれを渡して下さいませんか。

○政府委員(小倉武一君) ありように申上げまして、農林省に見せたらプラスになると思はれますが、見せませんが、けれども私どもに見せて値を下げられるという心配があるときには見せないのです。(笑聲)そういうわけで御了承を願ひます。

○河野謙三君 だから業者は出しませんよ。出さなければ農林省は通産省に見せてもらうことはできる。この書類は……。先ほどのお話のように、柿手さん、何と言つても開銀に融資を依頼する場合は、あなたの手許で一通目て、一件書類はあなたの手許で一通目を通して、意見なら意見を出して、それから開銀に行くのでしよ、事実上……。これは肥料に限つたことではない。これはあなたの手許にあることは間違いない。だからそれをあなたは同じ肥料行政が二元行政になつて農林省と通産省とがやつている以上は、仮に農林省から要求が出なくても、今度はこういうものが出たということは秘密でも秘密でなくて、何でもいいから私は通産省のほうから農林省に出すべきだと思ふ。お互いの間で連絡は密にいたしております。仲よくやつておやつていることは口とは違ふ。言うこ

とはうまくて、やつていることはとんでもない、私に言わせれば……。又先ほど柿手さんの私は十七社の原価計算はわかつていない。これは信じますよ。信じてますが、これをあなたの言う通りにとつても、その十七社の原価計算を何とか押えようと思へば、六つの会社をやはり開銀銀行に……。だからその六社のやつを押えれば直ぐ出ますよ。自動的に出ますよ。これは誰だつてできる。一人もスタッフを持つていない農林省でもできますよ。私でさえもできる。こういうことをやることによつて私は農林省が至急に適正なる原価というものををつかむべきだと思ひます。そういうことを直ぐにやつて、これは一週間待つたらできると思ひますが、一週間後にはそれを出してもらえますか。(議事進行)と呼ぶ者あり) 議事進行と言つても、待てよ。

○江田三郎君 答弁するかい。

○河野謙三君 答弁じやない。事実だから仕方がないよ。

○江田三郎君 黙して語らずか。

○政府委員(小倉武一君) 私どもとして必要な場合は、勿論いろいろなお話を合をいたしまして必要な資料は出して頂くようにいたしましたと思つております。

○河野謙三君 私は最後に議事進行でお願いいたしますが、委員長は今日委員会の質疑応答の経過を見まして……。これは政府は出しません。特に私はこれは柿手さんのあなたの気持はよくわかる。わかっているけれども、私は苦しいというところなんだよ。わしもあなたの首を締めるというやうな悪趣味は持つていない。あなたの立場上いけない。だからあなたの立場を離れて、この資料を我々が要求するために、かねて私から要求いたしましたように、委員長から成規の手続をとつて、速かに私は資料の要求を政府に向つてしてもらいたい、こう思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。それでは只今の柿手部長の発言に対して質疑の次第もありましたので、次回においてこれが処置について決定して行きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし)と呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十四分散会

三月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、農産物検査法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)